



平成21年7月28日

各位

会 社 名 山下医科器械株式会社 代表者氏名 代表取締役社長 山下尚登 (コード番号:3022 東証第一部) 問合せ先 取締役管理部長 伊藤秀憲 (TEL 092-726-8200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年8月27日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款第8条(株券の発行)およびその他不要となった規定を削除するほか、条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、附則に所要の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成21年8月27日定款変更の効力発生日平成21年8月27日

以上



別紙 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

		(ト線は変更部分を示します。)		
現行定款		変更案		
第1条		第1条		
5	(条文省略)	5	(現行どおり)	
第7条		第7条		
(株券の発行)				
<u>第8条</u>	当会社は、株式に係る株券を発行する。		(削除)	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)		(単元株式数)		
第 <u>9</u> 条	当会社の単元株式数は、100 株とする。	第 <u>8</u> 条	(現行どおり)	
2			(削 除)	
	(以下「単元未満株式」という。) に係る			
	株券を発行しない。ただし、株式取扱規			
	程に定めるところについてはこの限り			
	<u>でない。</u>			
(基準日)		(基準日)		
第10条	当会社は、毎年5月31日の最終の株主	第9条	当会社は、毎年5月31日の最終の株主	
<u> </u>	名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)	另 <u>3</u> 禾	名簿に記録された議決権を有する株主	
	に記載または記録された議決権を有す		をもって、その事業年度に関する定時株	
	る株主(実質株主を含む。以下同じ。)		主総会において権利を行使することが	
	をもって、その事業年度に関する定時		できる株主とする。	
	株主総会において権利を行使すること		CC SWITC 1 20	
	ができる株主とする。			
2	前項に定めるほか、必要があるときは、	2	(現行どおり)	
	取締役会の決議によってあらかじめ公	2	(Dull C 40) /	
	告して臨時に基準日を定めることがで			
	きる。			
(株主名簿管理人)		(株主名簿管理人)		
第 <u>11</u> 条	当会社は株主名簿管理人を置く。	第 <u>10</u> 条	(現行どおり)	
2	株主名簿管理人およびその事務取扱場	2	(現行どおり)	
	所は、取締役会の決議によって定め、こ			
	れを公告する。			
3	当会社の株主名簿 <u>、株券喪失登録簿</u> およ	3	当会社の株主名簿および新株予約権原	
	び新株予約権原簿の作成ならびに備置		簿の作成ならびに備置き、その他株式に	
	き、その他株式に関する事務は、これを		関する事務は、これを株主名簿管理人に	
	株主名簿管理人に取扱わせ、当会社にお		<u>委託し</u> 、当会社においては取扱わない。	
	いては取扱わない。			



	TP/こパンセム		亦五安	
現行定款		変更案		
(株式取扱規程)		(株式取扱規程)		
第 <u>12</u> 条	当会社の株券の種類ならびに株式の名	第 <u>11</u> 条	当会社の株式に関する取扱いおよび手	
	義書換、単元未満株式の買取りその他株		数料は、法令または本定款のほか、取締	
	式に関する取扱いおよび手数料は、法令		役会において定める株式取扱規程によ	
	または本定款のほか、取締役会において		る。	
	定める株式取扱規程による。			
第 <u>13</u> 条		第 <u>12</u> 条		
5	(条文省略)	\$	(現行どおり)	
第 <u>40</u> 条		第 <u>39</u> 条		
(剰余金の配当)		(剰余金の配当)		
第 <u>41</u> 条	剰余金の配当は、毎年5月31日の最終	第 <u>40</u> 条	剰余金の配当は、毎年5月31日の最終	
	の株主名簿に <u>記載または</u> 記録された株		の株主名簿に記録された株主または登	
	主または登録株式質権者に対し行う。		録株式質権者に対し行う。	
(中間配当)		(中間配当)		
第 <u>42</u> 条	当会社は、取締役会の決議によって、毎	第 <u>41</u> 条	当会社は、取締役会の決議によって、毎	
	年11月30日の最終の株主名簿に <u>記載ま</u>		年11月30日の最終の株主名簿に記録さ	
	<u>たは</u> 記録された株主または登録株式質		れた株主または登録株式質権者に対し、	
	権者に対し、中間配当を行うことができ		中間配当を行うことができる。	
	る。			
(剰余金の配当等の除斥期間)		(剰余金の配当等の除斥期間)		
第 <u>43</u> 条	(条文省略)	第 <u>42</u> 条	(現行どおり)	
	(新 設)		<u>附 則</u>	
		第1条	当会社の株券喪失登録簿の作成および	
			備置きその他の株券喪失登録簿に関す	
			る事務は、これを株主名簿管理人に委託	
			し、当会社においては取扱わない。	
		<u>第2条</u>	前条および本条は、平成 22 年1月5日	
			まで有効とし、平成22年1月6日をも	
			って前条および本条を削るものとする。	

以 上